吉川市地域寺子屋事業　交付金の申請手続きについて

１．申請

事業開始１０日前までに、下記書類をそろえて教育委員会に提出してください。

＜申請に必要な書類＞

- □　吉川市地域寺子屋事業交付金交付申請書　　１部
- □　地域寺子屋事業実施計画書　　１部
- □　収支予算書　　１部
- □　実行委員会規約（※１）　　１部
- □　実行委員名簿（住所の記載あるもの）（※２）　１部
- □　事業実施を決定した会議の会議録　　１部

※１．実行委員会の規約には、下記事項の記載をお願いします。

ア　営利でない目的（政治及び宗教を除く。）
イ　構成員の資格
ウ　代表者の選定方法
エ　会議の招集及び議決の方法
オ　会議録の作成

※２.寺子屋事業が対象とする区域に居住する方を５名以上ご記入ください。

２．市による審査＆交付決定

□吉川市地域寺子屋事業交付金請求書　　１部

３．交付

※事業内容や経費配分を変更する場合

変更届の提出

下記書類をそろえて教育委員会に提出してください。

- □　吉川市地域寺子屋事業交付金交付対象事業変更申請書
- □　事業計画書（改）
- □　収支予算書（改）

４．寺子屋事業の開催

５．報告

事業完了３０日以内に、下記書類をそろえて教育委員会に提出してください。

＜報告に必要な書類＞

- □　吉川市地域寺子屋事業交付金交付対象事業実績報告書　　１部
- □　事業報告書　　１部
- □　吉川市地域寺子屋事業交付金収支決算書　　１部

担当　吉川市教育委員会 生涯学習課 生涯学習担当
TEL：０４８－９８４－３５６３
FAX：０４８－９８１－５３９２